

(契 約 書)

- 1. 件 名 緊急事態用 ガーゼマスク購入 一式
- 2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年3月31日
- 4. 契約金額 下記単価表のとおり

項目・品名	単位	単価
緊急事態用 ガーゼマスク	1枚	■
予定数量	■枚	

※ この単価表により算出した金額に消費税及び地方消費税を加える

- 5. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年3月17日。

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課

鹿沼



乙 名古屋市中区錦三丁目6番29号

興和株式会社

代表取締役

井上 順司



(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(遅滞料)

第3条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、第6条に定める期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払うまでの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第5条 甲は、乙の業務終了時に、甲の指定する検査職員に連絡し、検査（外観及び数量確認）をさせるものとする。

2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査終了後、単価表により支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(瑕疵担保)

第8条 甲は、本契約の取引が非常事態への対応として実施されることに鑑み、納入現品について隠れた瑕疵を発見した場合であっても、乙に対し責任を追及しない。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

見 積 書

／¥4,950,000,000

消費税及び地方消費税を含む

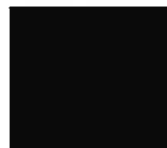
件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
緊急事態用 ガーゼマスク /	■枚	■	4,500,000,000	
			450,000,000	消費税
合 計	■枚		4,950,000,000	

上記の通り見積致します

令和 2 年 3 月 17 日

住 所 名古屋市中区錦三丁目6番29号

氏 名 興和株式会社 代表取締役 井上 順可



支出負担行為担当官
厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等	■	銀 行	■	支 店	■
預金種別	■	口座番号	■		
取引口座名	■				
債主コード					

変更契約書

支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均（以下「甲」という。）と興和株式会社代表取締役 井上 順司（以下「乙」という。）との間に令和2年3月17日付で締結した「緊急事態用 ガーゼマスク購入 一式」に関する契約について次のとおり改める。

- 1 原契約書中、3. 履行期限又は契約期間「令和2年3月31日」を「令和2年4月30日」に改める。

この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年3月31日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2
支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長
鹿沼 均



乙 愛知県名古屋市中区錦3丁目6番29
興和株式会社代表取締役 井上 順

納品書

件名			数量	備考
緊急事態用 ガーゼマスク			■■■■■枚	
合計			■■■■■枚	

上記の納品を完了致しました。

令和 2 年 4 月 3 日

住所 名古屋市中区錦三丁目6番29号

会社名 興和株式会社

支出負担行為担当官
厚生労働省大臣官房会計課長殿



契 約 書

1. 件 名 ガーゼマスクMK01 購入 一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年3月31日
4. 契約金額 下記単価表のとおり

商品	単位	単価
ガーゼマスクMK01		

※ この単価表により算出した金額に消費税及び地方消費税を加える

5. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 2年 3月 17日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長

鹿沼 均



乙 大阪府中央区梅田3丁目1-3

伊藤忠商事株式会社

繊維資材・ライフスタイル部 部長

和田

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(引渡、遅滞料)

第3条 乙は商品を履行期限までに履行場所へ納入するものとする。

2 甲は、乙が履行期限までに商品の納入を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年5.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査、所有権の移転)

第5条 乙は商品の納入後、甲の指定する検査職員にその旨の連絡を行い、甲は、両当事者が定めた検査基準に従って検査をするものとする。

2 甲は商品納入後5日以内に商品を検査し、検査に合格したときは直ちに乙の指定する方法でこの旨乙に連絡する。

3 商品の所有権は、商品が検査に合格したときをもって、乙から甲へ移転するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査合格後、単価表により支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(瑕疵担保)

第8条 甲は、商品納入後6か月以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

見 積 書

¥261,800,000

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
ガーゼマスク MK01	[REDACTED]	円	238,000,000	消費税含まず 倉庫(東京都内)渡し 倉庫賃含まず
合 計	[REDACTED]		238,000,000	

受渡期日 令和2年3月末(随時アップデートさせていただきます)
仕様 ホルムアルデヒド 75PPM以下
受渡条件 原則、晒原反は、[REDACTED]のものを使用予定
 神奈川県川西物流ソリューションセンター
 〒243-9799 神奈川県海老名市中野3-15-1 神奈川県川西郵便局内
 (エアにて通関後、トラックにて倉庫まで運送)
支払条件 納入後10日現金払い(納品後5日以内に検収の事)
見積有効期限 令和2年4月末日
備考

- 原材料及び製品の輸送はすべてエア便を使用予定。
- 令和2年3月17日現在、ベトナムへの原材料輸送及びベトナムからの製品輸送のエア代金と500円/kg強であるがエア便減便によりエア代金が高騰している為、800円/kgで見積もり済。実際の価格が下がった場合には、原則、値引きにて調整予定。
- 上記、[REDACTED]枚を令和2年3月末までに全量買い上げていただく条件。
- 縫製拠点は、ベトナムにある弊社起用の縫製工場を3社使用予定。
- 数量は変更する可能性があります。
- ベトナム政府のマスク輸出規制により、納期が遅延する懸念がございます。

上記の通り見積致します

令和2年3月17日

住所

大阪市北区梅田3丁目1-3

氏名

伊藤忠商事株式会社 繊維資材・ライ

和田 賢明

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等	[REDACTED] 銀行 [REDACTED]	支店
預金種別	[REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取引口座名	[REDACTED]	
債主コード	[REDACTED]	

変更契約書

支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均（以下「甲」という。）と伊藤忠商事株式会社繊維資材・ライフスタイル部 部長 和田 賢明（以下「乙」という。）との間に令和2年3月17日付で締結した「ガーゼマスクM K01 購入 一式」に関する契約について次のとおり改める。

- 1 原契約書中、3. 履行期限又は契約期間「令和2年3月31日」を「令和2年4月30日」に改める。

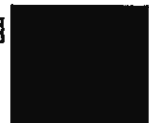
この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年3月31日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2
支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長
鹿沼 均



乙 大阪府大阪市中央区梅田3丁目1-3
伊藤忠商事株式会社繊維資材・ライフスタイル部 部長
和田 賢明



納品書

¥134,172,500

消費税及び地方消費税を含む

件名	数量	単価	金額	納品日
ガーゼマスク MK01		円	円 121,975,000	3月31日
合計				

100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 殿

上記内容の通り、納品完了したことが報告いたします。

令和2年3月31日

住所

大阪市北区梅田3丁目1-3

氏名

伊藤忠商事株式会社 繊維資材・ライフスタイル



納品書

¥127,627,500

消費税及び地方消費税を含む

件名	数量	単価	金額	納品日
ガーゼマスク MK01		円	円 116,025,000	4月1日
合計				

100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 殿

上記内容の通り、納品完了したことご報告いたします。

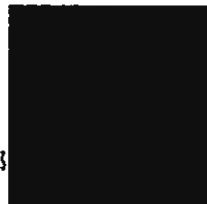
令和2年4月1日

住所

大阪市北区梅田3丁目1-3

氏名

伊藤忠商事株式会社 繊維資材・ライフスタイル部



契 約 書

1. 件 名 ガーゼマスク購入 一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年3月31日
4. 契約金額 下記単価表のとおり

項目・品名	単位	単価
ガーゼマスク (ミャンマー生産)	■	■
ガーゼマスク (中国生産)	■	■

※ この単価表により算出した金額に消費税及び地方消費税を加える

5. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年 3月 17日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課

鹿沼



乙 広島県福山市宝町4-14

株式会社マツオカコーポレーション

代表取締役社長

松岡 典之



(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(遅滞料)

第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年5.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第5条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。
2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査終了後、単価表により支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(瑕疵担保)

第8条 甲は、納入現品について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

2 乙は、納入現品における瑕疵が乙の故意又は重大な過失に基づく場合は、前項と同様の責任を納入後2年間負うものとする。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

変更契約書

支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均（以下「甲」という。）と株式会社マツオカコーポレーション代表取締役社長 松岡 典之（以下「乙」という。）との間に令和2年3月17日付で締結した「ガーゼマスク購入一式」に関する契約について次のとおり改める。

1 原契約書中、3. 履行期限又は契約期間「令和2年3月31日」を「令和2年4月30日」に改める。

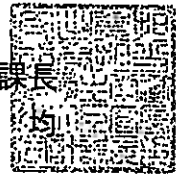
この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年3月31日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2

支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長

鹿沼



乙 広島県福山市宝町4-14

株式会社マツオカコーポレーション

代表取締役社長 松岡 典之



見 積 書

¥198,893,200 /

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
ガーゼマスク(ミャンマー生産)	[REDACTED]	円	57,812,000	
ガーゼマスク(中国生産)	[REDACTED]	円	123,000,000	
合 計	[REDACTED]		180,812,000	

上記の通り見積致します

令和 2 年 3 月 17 日

住所 広島県福山市宝町4-14
 氏名 株式会社マツオカコーポレーション
 上席執行役員 戸田 輝明



支出負担行為担当官
 厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等	[REDACTED]	銀 行	[REDACTED]	支 店
預金種別	[REDACTED]	口座番号	[REDACTED]	
取引口座名	[REDACTED]			
債主コード				

契 約 書

1. 件 名 ベトナム産抗菌布マスク 生産原料調達一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年3月31日
4. 契約金額 下記単価表のとおり

項目・品名	単位	単価
ベトナム産 抗菌布マスク原料		

※ この単価表により算出した金額に消費税及び地方消費税を加える

5. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年3月16日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2
支出負担行為担当官
厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼



乙 福島県福島市西中央五丁目54番6号
株式会社 ユースビオ
代表取締役 樋山 茂



(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(遅滞料)

第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年5.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第5条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。

2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査終了後、単価表により支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(瑕疵担保)

第8条 甲は、納入現品について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

2 乙は、納入現品における瑕疵が乙の故意又は重大な過失に基づく場合は、前項と同様の責任を納入後2年間負うものとする。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

見 積 書

¥211,750,000

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
ベトナム産抗菌布マスク生産原料調達一式	[REDACTED]	[REDACTED]	192,500,000	
合 計			192,500,000	

上記の通り見積致します

令和 2 年 3 月 16 日

住 所 福島県福島市西中央五丁目54番6号

氏 名 株式会社ユースピオ 代表取締役 栢山 茂

支出負担行為担当官
厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等	[REDACTED]	銀 行	[REDACTED]	支 店
預金種別	[REDACTED]	口座番号	[REDACTED]	
取引口座名	[REDACTED]			
債主コード				

契 約 書

1. 件 名 ベトナム産抗菌布マスク 輸入業務 一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年3月31日
4. 契約金額 下記単価表のとおり

項目・品名	単位	単価
ベトナム産 抗菌布マスク (BE YOU APPAREL製造)		

※ この単価表により算出した金額に消費税及び地方消費税を加える

5. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年3月16日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課

鹿沼



乙 千葉県富里市七栄199-75

シマトレーディング

代表取締役

島 正行



(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(遅滞料)

第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年5.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第5条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。

2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査終了後、単価表により支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(瑕疵担保)

第8条 甲は、納入現品について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

2 乙は、納入現品における瑕疵が乙の故意又は重大な過失に基づく場合は、前項と同様の責任を納入後2年間負うものとする。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

見 積 書

／ ¥308,000,000

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
ベトナム産抗菌マスク輸入業務一式	[REDACTED]	円	円 280,000,000	
合 計			280,000,000	

上記の通り見積致します

令和 2 年 3 月 16 日

住所 千葉県富里市七栄199-75
 氏名 株式会社シマトレーディング 代表取締役 島 正行



支出負担行為担当官
 厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等	[REDACTED]	銀 行	[REDACTED]	支 店
預金種別	[REDACTED]	口座番号	[REDACTED]	
取引口座名	[REDACTED]			
債主コード				

契 約 書

1. 件 名 ガーゼマスク購入 一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年3月31日
4. 契約金額 下記単価表のとおり

項目・品名	単位	単価
立体ガーゼマスク (保温保温)	枚	
運送費	1 式	

※ この単価表により算出した金額に消費税及び地方消費税を加える

5. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

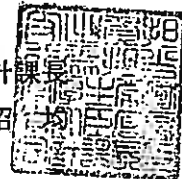
令和2年 3月16日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長

鹿沼



乙

名古屋市瑞穂区鍵田町一八
横井定株式会社
代表取締役 横井 昭



(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(遅滞料)

第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年5.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第5条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。
2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査終了後、単価表により支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。
2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(瑕疵担保)

第8条 甲は、納入現品について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。
2 乙は、納入現品における瑕疵が乙の故意又は重大な過失に基づく場合は、前項と同様の責任を納入後2年間負うものとする。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

見 積 書

¥1,973,950/

消費税及び地方消費税を含む

品 名	数 量	単 価	金 額	備 考
立体ガーゼマスク(保湿保温)				
運送費	1			
合 計			1,973,950	

上記の通り見積致します

平成 2 年 3 月 16 日

住所

氏名

名古屋市瑞穂区鍵田町一ノ八
横井定株式会社
代表取締役 横井 昭

印

支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等	銀行	支店
預金種別	口座番号	
取引口座名		
債主コード		

変更契約書

支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均（以下「甲」という。）と横井定株式会社代表取締役 横井 昭（以下「乙」という。）との間に令和2年3月16日付で締結した「ガーゼマスク購入 一式」に関する契約について次のとおり改める。

- 1 原契約書中、3. 履行期限又は契約期間「令和2年3月31日」を「令和2年4月30日」に改める。

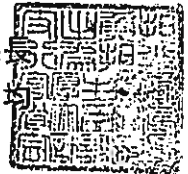
この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年3月31日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2

支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長

鹿沼



乙 愛知県名古屋市瑞穂区鍵田町1-8

横井定株式会社代表取締役 横井 昭



契 約 書



1. 件 名 介護施設等への布マスクの配布業務一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年3月31日
4. 契約金額 金693,373,482円
(うち消費税額及び地方消費税額 18,227,733円)
消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、ロジスティクス作業分に係る契約金額(200,505,067円)に110分の10を乗じて得た額である。
5. 契約保証金 免除

発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、介護施設等への布マスク配布業務一式(以下「業務」という。)に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年3月17日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2
支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長
鹿沼 均

乙 東京都千代田区大手町2-3-1
日本郵便株式会社 郵便・物流営業部長
大角



(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第4条 乙は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、所定の様式により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

3 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。

4 乙は、再委託先を変更する場合は、所定の様式により甲に再委託に係る変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第5条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を所定の様式により甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに前条第4項の手続により甲に承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更

(2) 事業参加者の住所のみの変更

(3) 契約金額のみの変更

3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(遅滞料)

第6条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年5.0パーセントの割合で計算した額を

遅滞料として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

第7条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

- 2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条第1項の規定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(監督)

第8条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第9条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。

- 2 甲の指定する検査職員は、契約履行状況について、連絡を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

3 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

- 4 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

第10条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払しなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154

号) 第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲等に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

(個人情報保護)

第14条 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。)の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
- 3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、業務を完了したときは、甲の指示に従い、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
- 5 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡するとともに、その詳細を書面にして報告しなければならない。
- 6 甲は、特に必要と認められた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は甲等の指定する職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

(契約の解除等)

第15条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約を解除することができる。

- 2 乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。
- 3 乙が前項に規定する違約金を甲等の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第16条 天災その他不可抗力又は甲等乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲等に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、本契約の履行に着手後、第15条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があつたことが判明したとき。なお、甲等が契約に際し当該書類を求めていない場合は除く。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があつたときは変更後の額）の100分の10に相

当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 乙が第1項に規定する違約金を甲等の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲等に支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（属性要件に基づく契約解除）

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認

められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- (表明確約)

第22条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第23条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第24条 第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第25条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲等に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(瑕疵担保)

第26条 甲は、納入現品について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

2 乙は、納入現品における瑕疵が乙の故意又は重大な過失に基づく場合は、前項と同様の責任を納入後2年間負うものとする。

(契約金額内訳書の提出)

第27条 乙は、本契約締結後、速やかに契約金額の内訳を書面により提出しなければならない。

2 契約金額の内訳は、少なくとも年度別、仕様書上の業務別及び人件費とその他の経費別に金額が区分されたものでなければならない。ただし、商慣行その他の事情により、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

3 前2項により提出された内訳書の金額配分が、客観的に判断して合理的でないと判断されるときは、甲等は説明を求めることができる。

(紛争等の解決方法)

第28条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

令和2年3月17日

介護施設等への布マスクの配布業務一式に係る仕様書

1 概要

コロナウイルス対策の一環として、介護施設等の職員及び利用者に対し、繰り返し使用可能な布マスクの政府による配布を実施するにあたって、布マスクの調達については、別途国と契約する納入業者（以下「マスク納入業者」という。）が海外より輸入し、国内の配送を日本郵便株式会社（以下「J P」という。）に委託するもの。

2 履行期限

令和2年3月31日

3 委託内容

■■■■■のマスクについて、以下のとおり、別途指示する自治体の介護施設等に指定する枚数のマスクを配送する。

(1) ロジ作業

ア 荷物の引渡し

マスクは、マスク納入業者が J P の指定する各ロジスティクスセンターに搬入することとし、納入の日時についてはマスク納入業者と調整の上決定すること。

イ 梱包、ラベル作成等作業

(ア) 厚生労働省が別途交付するリストを基に、あて先ラベル及び J P システム連携データを作成する。

(イ) 上記リストに記載されたあて先事業所別の必要枚数に応じた枚数となるようにマスク（袋）を組み合わせて、マスク使用方法と一緒に段ボール箱に梱包し、あて先ラベルを貼付する。

また、段ボールに入れるマスク使用方法の紙片については、上記リストに記載の枚数を納入すること。

(ウ) パレット単位で方面別区分を行い、J P 拠点に持込を行う。

ウ データ集計

荷物の在庫管理から配送状況について、日時で管理を行い、厚生労働省に報告する。

エ コールセンター

以下のとおり、コールセンターを設け、事業所からの問い合わせに対応する。

なお、コールセンター業務に必要な Q&A マニュアルについては、コールセンター開設の前日午前 9:00 までに厚生労働省から交付。

(ア) 開設日時

配達完了の1週間後まで開設(9:00~18:00(土日祝日を含む))

(イ) 報告業務

コール件数、内容、エスカレーション等について、あらかじめ厚生労働省から指示する内容を報告する。

(3) 荷物の配送

）ロジスティクスセンターから郵便局に持ち込まれた荷物について、確定データ運用にて引受を行い、ラベルに記載されたあて先までゆうパックにて配送する。

4 事故発生時

引渡しを受けた荷物について、紛失・損傷・著しい運送の遅延及びその他の運送業務に関し事故があったときは、直ちにその旨を厚生労働省に連絡し、必要な指示を受け、処置すること。

5 厚生労働省への提出物（履行完了報告書、請求書）

履行完了報告書及び請求書を、作業が完了し次第、速やかに提出すること。

(参考)

介護施設等に対する布製マスク配布箇所及び数量

		事業所数	必要数
高齢者施設等	施設・居住系、訪問系及び通所系・その他	305,408 箇所	1,286 万枚
障害者施設等	施設・居住系、訪問系及び通所系・その他	125,292 箇所	375 万枚
保育所・放課後児童クラブ等	①保育所等及び家庭的保育事業所等	40,030 箇所	97 万枚
	②放課後児童クラブ	25,245 箇所	25 万枚
	③児童養護施設等	1,470 箇所	5 万枚
幼稚園	幼稚園	10,070 箇所	13 万枚
認定こども園	認定こども園	5,207 箇所	15 万枚
各種学校	幼稚部	89 箇所	調査中
保護施設等	①施設・居住系	979 箇所	6 万枚
	②通所系・その他	633 箇所	6 万枚
合計		514,423 箇所	1,828 万枚

※調査中の数量であり、変動があり得る。[]を見込んでいる。

契 約 書

1. 件 名 ガーゼマスク購入 一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年3月31日
4. 契約金額 下記単価表のとおり

項目・品名	単位	単価
ガーゼマスク (200)	枚 [REDACTED]	[REDACTED]
フィルター内蔵 ガーゼマスク	枚 [REDACTED]	[REDACTED]
ガーゼマスク (その他)	枚 [REDACTED]	[REDACTED]
運送費	[REDACTED]	[REDACTED]

※ この単価表により算出した金額に消費税及び地方消費税を加える

5. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年3月19日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2
支出負担行為担当官
厚生労働省大臣官房会計課長
鹿沼 均

乙 名古屋市瑞穂区鍵田町一ノ八
横井定株式会社
代表取締役 横井 昭

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(遅滞料)

第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年5.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第5条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。

2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査終了後、単価表により支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(瑕疵担保)

第8条 甲は、納入現品について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

2 乙は、納入現品における瑕疵が乙の故意又は重大な過失に基づく場合は、前項と同様の責任を納入後2年間負うものとする。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

見 積 書

¥8,135,171

消費税及び地方消費税を含む

件 名	数 量	単 価	金 額	備 考
ガーゼマスク (200)	●	円	574,200	
フィルター内蔵ガーゼマスク			79,200	
ガーゼマスク (その他)			7,434,416	
運送費			47,355	
合 計			8,135,171	

上記の通り見積致します

令和 2年 3月 19日

住所

氏名

名古屋市瑞穂区健田町一ノ八
横井定株式会社
 代表取締役 **横井 昭**



支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長殿

振込銀行名等	銀行	支店	
預金種別	口座番号		
取引口座名			
債主コード			

変更契約書

支出負担行為担当官厚生労働省大臣官房会計課長 鹿沼 均（以下「甲」という。）と横井定株式会社代表取締役 横井 昭（以下「乙」という。）との間に令和2年3月19日付で締結した「ガーゼマスク購入 一式」に関する契約について次のとおり改める。

1 原契約書中、3. 履行期限又は契約期間「令和2年3月31日」を「令和2年4月30日」に改める。

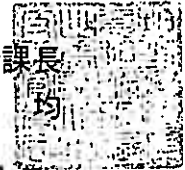
この変更契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年3月31日/

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2

支出負担行為担当官 厚生労働省大臣官房会計課長

鹿沼



乙 愛知県名古屋市瑞穂区鍵田町1-8

横井定株式会社代表取締役 横井 昭



(別紙)

配布対象となる施設・サービス等の種類

高齢者施設・事業所（注1）、障害福祉サービス等施設・事業所（注2）、保育所等、放課後児童クラブ、児童養護施設等（注3）、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、各種学校幼稚部（各種学校のうち幼稚園段階に相当する課程部分）、保護施設等（注4）

（注1）訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス、介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）

（※）在宅サービス利用者分の配布方法等、各サービス類型ごとの配布方法については、介護施設等に布製マスクを配布する際に同封する説明文にお示しいたします。

（注2）居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、相談支援、障害児相談支援を提供する施設・事業所

（注3）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設、子どもの生活・学習支援事業の事業所

（注4）救護施設、更生施設、宿所提供施設、授産施設（社会事業授産施設を含む）、無料低額宿泊所、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所